

高知市告示第2号

高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、令和8年1月1日以降に契約又は基本協定を締結する案件に適用する額を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月1日

高知市長 桑名龍吾

- 1 条例第7条第1項第1号アに定める対象労働者 1,166円
- 2 公共工事設計労務単価調査対象51職種のうち、条例第7条第1項第1号イに定める対象労働者

次表のとおり

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,469円	高級船員	4,129円
普通作業員	2,200円	普通船員	3,113円
軽作業員	1,775円	潜水士	5,250円
造園工	2,449円	潜水連絡員	2,542円
法面工	3,206円	潜水送気員	2,760円
とび工	2,801円	山林砂防工	2,729円
石工	3,382円	軌道工	3,538円
ブロック工	3,299円	型わく工	2,895円
電工	2,511円	大工	2,937円
鉄筋工	2,563円	左官	2,739円
鉄骨工	2,688円	配管工	2,428円
塗装工	2,771円	はつり工	3,165円
溶接工	2,957円	防水工	2,698円
運転手（特殊）	2,646円	板金工	2,750円
運転手（一般）	2,386円	タイル工	2,324円
潜かん工	3,829円	サッシ工	2,729円
潜かん世話役	4,742円	屋根ふき工	2,200円
さく岩工	3,216円	内装工	2,926円
トンネル特殊工	4,410円	ガラス工	2,625円
トンネル作業員	3,154円	建具工	2,407円
トンネル世話役	4,534円	ダクト工	2,366円
橋りょう特殊工	3,465円	保温工	2,801円
橋りょう塗装工	3,497円	建築ブロック工	2,241円
橋りょう世話役	4,016円	設備機械工	2,718円
土木一般世話役	2,833円		

- 3 条例第7条第1項第2号に定める対象労働者 1,098円